

### 3. 提 出 書 類



### 3. 提出書類

給水装置の新設工事、全面改造工事、簡易改造工事、増改造工事、臨時その他工事、修繕工事を行う場合は、別表「一般的な提出書類」を基に提出すること。

なお、主な提出書類について下記に示す。

#### 一般的な提出書類

	提出書類	新設工事	全面改造工事	簡易改造工事	増改造工事	臨時その他工事	修繕工事	撤去工事
申請時	給水装置工事承認申請書	○	○	○	○	○	△	
	既設給水装置の図面		△	△	△	△	△	
	宅地造成配水管平面図	△	△			△		
	建築確認申請（写し）	○	○	△	△	△		
	水理計算書	△	△		△			
	給水装置所有者変更届		△	△	△	△		
	量水器借用証書	○	△					
	量水器設置届	○	○					
	量水器設置届（複数用）	△	△					
	道路占用	△	△			△		
	公道内給水管布設替申込書	△	△					
	給水装置撤去申請書		△		△		△	△
	着工後	分岐及び分岐閉止工事届	△	△				
分岐及び分岐閉止工事完了届		△	△					
工事着手届（市道掘削に伴う）		△	△			△		△
工事完了届（市道掘削に伴う）		△	△			△		△
竣工時	簡易専用水道台帳	△	△					
	直結加圧装置設置承認書	△	△		△			
	確認書（水道連結型スプリンクラー設備設置に伴う）	△	△		△			
	竣工図	○	○	○	○	○	△	△

○ 必ず提出のこと。 △ 必要に応じ提出のこと。

#### 3. 1 給水装置工事承認申請書

1. 給水装置の新設工事、全面改造工事、簡易改造工事、増改造工事、臨時その他工事を行うときは、定められた様式に従って必要事項を記入のうえ提出すること。

なお、土地、家屋、給水管の所有者と申請者が異なっているときは、所有者の承諾を得なければならない。

#### 3. 2 給水装置所有者変更届

1. 所有者の変更を行うときに、提出すること。
2. 変更理由を明確にするため土地、建物の登記簿の写し、あるいは売買契約書の写し等を添付すること。

#### 3. 3 道路占用

公道内に給水管を布設又は廃止する場合に、提出すること。

#### 3. 4 公道内給水管布設替申込書

実施基準に適合する場合に提出すること。

#### 3. 5 給水装置撤去申請書

1. 建物、家屋の解体等に伴い給水装置を撤去するときに提出すること。
2. 分岐閉止又は宅地内止水栓の閉止を行うこと。（閉止方法については担当と協議のこと）
3. メータは撤去し、速やかに市に返納すること。
4. 分岐閉止又は宅地内止水栓の閉止位置のオフセット図等を提出すること。

### 3. 6 分岐及び分岐閉止工事届

1. 分岐及び分岐閉止工事を行うときは、工事前日（立会が必要な場合には3日前）迄に提出すること。
2. 断水が生じる場合は、断水図を提出すること。なお、関係住民に断水のチラシを工事前日迄に配布すること。特に理・美容院、病院、食堂、公共施設、受水槽設置施設等がある場合は、関係住民と事前に協議すること。

### 3. 7 分岐及び分岐閉止工事完了届

分岐及び分岐閉止工事が完了したときは、速やかに提出すること。

### 3. 8 工事着手届（市道掘削に伴う）

市道内で分岐及び分岐閉止工事を行う場合は、分岐及び分岐閉止工事届と一緒に工事着手届（市道掘削に伴う）を提出すること。

### 3. 9 工事完了届（市道掘削に伴う）

市道内で分岐及び分岐閉止工事が完了したときは、速やかに分岐及び分岐閉止工事完了届と一緒に工事完了届（市道掘削に伴う）を提出すること。